

新宿御苑内における写真撮影について

新宿御苑で写真撮影を予定されている皆様へ

日頃より新宿御苑をご利用いただきありがとうございます。

新宿御苑は由緒ある歴史を背景とし、広く国民の利用に供する目的で運営している「国民公園」です。

この趣旨の下、写真撮影においては以下のことを遵守していただきますので、ご理解とご協力をお願いします。

- ・新宿御苑では営利目的での撮影はできません。
(国民公園、千鳥ヶ淵戦没者墓苑並びに戦後強制抑留及び引揚死没者慰霊碑苑地管理規則第2条第1項第2号より)
営利目的の撮影とは、例えば、会社の事業活動の一環での撮影や、参加者を募る撮影会であって参加者から参加料金を徴収する場合なども含まれます。
- ・営利目的ではなく、個人等の趣味で写真撮影を行う場合(例：家族や友人とのスナップ写真の撮影)であっても、写真撮影申請書の提出が必要となる場合があります。

写真撮影申請書の提出が必要となる場合

個人等の趣味で行う撮影(営利目的ではない撮影)のうち、次のいずれかに該当する場合

- ・レフ板を使用する場合(32cm×32cm以下を除く)
- ・撮影モデルを使用する場合
- ・ウエディングドレス等を着用した結婚式の前撮りなど特別な衣装を着ての撮影。(営利目的は禁止)

遵守事項

1. 撮影日時は、新宿御苑の開園日で個人撮影規制日を除いた日の9時から閉園30分前(季節により変動あり)までの間であって、上記に届け出た日時とすること。
2. 営利を目的とした撮影をしないこと。(料金報酬や謝礼が発生する場合も不可)
3. 撮影関係者はモデルを含めて10名以内とすること。
4. レフ板は90cm×120cm以内かつ2枚以内とすること。
5. 撮影機材は1人の手持ち可能な範囲とすること(台車使用不可)。
6. 動植物、道具類(脚立、設置型大型ライト・ストロボ、風致を害する衣装や小物、切り花、ドライフラワー、生花等)を持ち込まない、スポーツ用具類(こども広場を除く)、楽器類を使用しないこと。
7. 立入禁止区域で撮影をしないこと。
8. 長時間同じ場所を占有することや通路を遮るなど、他の利用者の支障になるような行為をしないこと。(通路を遮る場所での三脚の使用不可)
9. 温室内での撮影は行わないこと。(個人撮影届出書の提出が必要となる場合)
10. 過度な露出の衣装や、公序良俗に反した服装での撮影は行わないこと。
11. 撮影終了後、成果物(撮影及び撮影風景の写真等)を1ヶ月以内に当所に提出すること。
12. その他、必要に応じ当所職員が指示した場合はこれに従うこと。

注意事項

- ・遵守事項に違反した場合は、撮影を中止していただきます。この際、退園を求めることがあります。
また、以降の写真撮影申請書は受理できません。
- ・写真撮影を希望する日が写真撮影規制日に当たる場合は許可できません。
(写真撮影規制日は [写真撮影規制日一覧](#) をご確認ください)

写真撮影申請書の提出先

提出先は環境省新宿御苑管理事務所になります。下記のいずれかの方法により、7日前まで(必着)に提出してください。

- ①メールの場合：SHINJUKU@env.go.jp宛てに送信してください。
 - ②FAXの場合：03-3350-1372宛てに送信してください。
 - ③郵送の場合：82円切手を貼付した返信用封筒を同封の上、次の宛先まで郵送してください。
【宛先】〒160-0014 東京都新宿区内藤町1-1 環境省 新宿御苑管理事務所 庶務科
 - ④持参の場合82円切手を貼付した返信用封筒をご用意の上、次の受付場所まで持参してください。
【受付場所】環境省新宿御苑管理事務所(園内)またはインフォメーションセンター(園外、新宿門隣)
【受付時間】開園日の9:00～16:00
- ※①②③の方法による場合は、提出後に必ず確認のお電話を下さい。
【電話】03-3350-0152(お電話を頂けない場合、受理できないことがあります)

成果物

成果物は、上記提出方法①③④のいずれかの方法により、撮影終了後1か月以内に提出してください(FAX不可)。

メディア関係(テレビ、雑誌、新聞など)の撮影は、この手続きではありません。

詳しくは [メディアの取材・撮影等について](#) をご覧ください。

(注) 下線部分はリンクする箇所